

第四北越 JCB デビット特約

第 1 条（本特約の目的、提供範囲等）

- 1.本特約は、株式会社第四北越銀行（以下「当行」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が発行する第四北越 JCB デビット（キャッシュ・デビット一体型）（以下「本カード」という。）の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。
- 2.本カードのお申し込みは、当行および JCB（以下「両社」という。）が別に定める第四北越 JCB デビット会員規約（個人用）（以下「会員規約」という。）および当行が別途定めるキャッシュカード規定ならびに本特約をご承認いただいた個人の方のみとします。またお申し込みは、当行からお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。

第 2 条（本カードの発行・貸与）

- 1.本カードの所有権は当行に帰属します。両社の承認を受けた方に対し、本カードを発行するものとします（以下、本項に基づいて本カードの発行を受けた方を「一体型会員」という。）。なお、本カードには、会員名、会員番号、カードの有効期限、銀行口座番号等が表示されています。
- 2.前条第 2 項の申し込みに際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能（キャッシュカード規定に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という。）が対応する普通預金口座（決済性預金を含む）を、本カードの JCB デビットカード利用代金、手数料等のお支払い口座として届け出るものとします。
- 3.本カードが万が一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で所定の期間のみ保管をします。この場合、当行にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合はあらためて本カードのお申し込みが必要となります。

第 3 条（本カード発行に伴う既存キャッシュカードの取扱い）

一体型会員が本カード発行前に保有していた口座のキャッシュカード機能は、本カードのキャッシュカード機能を利用した時点で失効するものとします。

第 4 条（有効期限）

- 1.本カードの有効期限は両社が指定するものとし、本カードに表示した年月の末日までとします。
- 2.両社は有効期限までに、退会の申出のない一体型会員で、かつ、両社が引き続き一体型会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。
- 3.前項に基づいて更新カードが発行された場合においても、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、一体型会員が更新カードを利用した時点で失効するものとします。
- 4.第 2 項の場合において、特に一体型会員の届出がなくとも、当行は必要に応じて両社所定の更新カードを発行し、届出住所宛に送付することができるものとします。この場合は、

本カードの JCB デビットカード機能（会員規約に定められた機能をいい、以下「デビットカード機能」という。）用暗証番号を含め、本カードでの両者との間の本カードの利用に関する契約は、そのまま継続するものとします。

第 5 条（本カードの機能）

1. 一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能およびデビットカード機能を、各々の規定、規約および本特約に従って利用することができます。
2. 一体型会員は、現金自動支払機（預入支払機を含む。以下「支払機」という。）において本カードを利用する場合において、本カード表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能およびデビットカード機能との使い分けをするものとします。
3. 本カードのご利用について、支払機などに本カードを挿入する方向を誤るなどによって取引が行われた場合であっても、本カードが会員規約ならびに本特約、キャッシュカード規定および支払機などの所定の案内通りに利用されたうへは、当該取引は有効なものとして取扱い当該取引の取消しまたは訂正はできません。
4. 本カードのキャッシュカード機能にデビットカード取引規定（当行が定めるジェイデビット取引に関する規定となります。）に基づくジェイデビット取引を行う機能（以下「ジェイデビット機能」という。）が付加された場合において、一体型会員がジェイデビット機能および会員規約に基づくデビットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カードの提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

第 6 条（本カードの使用不能）

1. 万が一本カードについてカードの使用不能が生じた場合には、当行または JCB にご照会ください。
2. 本カードの使用不能に伴って本カードの再発行が必要な場合には、一体型会員は原則として支払口座のある取引店（以下「当行所定の窓口」という。）で所定の手続きを行うものとします。

第 7 条（本カードの機能停止等）

1. 一体型会員は、両社との間の会員規約および当行との間のキャッシュカード規定が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスが停止されることがあることをあらかじめ承認し、これに伴う不利益、損害については、両社は責任を負わないことを承認します。

（1）本カードの再発行のため、一体型会員が、当行または JCB に本カードを返還した場合

（2）本カードに関する諸変更手続きのため、当行または JCB に本カードを送付または預けた場合

（3）暗証番号相違、支払機の故障等の理由により、支払機の利用時に本カードが回収された場合

（4）一体型会員から当行または JCB に対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭った旨の届出があった場合

2.一体型会員が本特約または会員規約に違反しまたは違反するおそれがある場合には、当行または JCB はデビットカード機能を一時停止することができるものとします。この場合、当行は本カードのキャッシュカード機能についても利用を停止することができるものとします。ただし、当行は事前にまたは事後の場合は遅滞なく一体型会員に連絡するものとします。

第 8 条（本カードの解約・会員資格の取消）

1.一体型会員は本カードをいつでも解約することができます。ただし、解約にあたっては当行所定の書面を当行所定の窓口へ提出してください。この場合、本カードは当行に返却してください。引き続き当該預金口座のキャッシュカードのご利用を希望される場合は、別途キャッシュカードのお申し込みをしてください。

2.本カードのデビットカード機能については、会員規約に基づいて当行が会員資格を取り消すことができます。この場合、当行は本カードのキャッシュカード機能に係る契約を特に一体型会員に事前に通知することなく解約することができるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行は責任を負いませんのでご了承ください。

3.以下のいずれかの事由が生じた場合は、当行がデビットカード機能について会員資格を取り消すことができ、すでに保有していた本カードに表示の有効期限にかかわらず、キャッシュカード機能のみ利用できるものとします。デビットカード機能の利用をご希望の場合はあらためて本カードのお申し込みが必要となります。

（1）第 2 条第 3 項に基づき、更新カードが不送達となり破棄した場合。

（2）所定の期間内にデビットカード機能の利用がなく、両社が更新カードを発行しなかった場合。

4.第 2 項、第 3 項の他に、当行は一体型会員が本規定またはキャッシュカード規定もしくは会員規約に違反したと認めた場合には、本カードの利用契約を特に事前に通知することなく解約できるものとします。

第 9 条（本カードの取扱い）

1.本カードの交付を受けた場合は、直ちにカード裏面の所定の場所に一体型会員ご本人の署名をしてください。この署名はデビットカード機能のご利用の際に必要な応じて使用していただくものであり、この署名がない場合には、本カードをご利用いただけない場合があります。

2.本カードは本カード上に表示された一体型会員本人以外は使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は当行にありますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等したりして本カードの占有を第三者に移転することはできません。

第 10 条（決済口座の変更）

本カードの申込の際に届出たお支払口座は変更できないものとします。

第 11 条（届出事項の変更）

1.一体型会員が両社に届出た住所、氏名、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、当行所定の窓口へ所定の書面により届け出るものとします。届出の前に生じた損害

について両社は責任を負いませんのでご了承ください。

2.お支払い口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合には、当行に本カードを返却のうえ、本カードの解約と再度新たな本カードの入会お申込みの手続きを行ってください。

3.届出事項の変更によりカード再作成が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は本カードによるデビットカード機能およびキャッシュカード機能の利用は継続できるものとし、新しいカード機能を利用した時点で失効するものとします。これに伴って万が一損害などが発生した場合でも両社は責任を負いませんのでご了承ください。

第 12 条（紛失・盗難）

1.一体型会員は、本カードを盗難・紛失その他の事由により喪失した場合には、会員規約およびキャッシュカード規定に定めるところにしたがって両社にすみやかに連絡するものとします。

2.前項の連絡の後、一体型会員は遅滞なく所定の書面による届出を行うものとします。この届出は当行所定の窓口で受付けるものとします。本カードの喪失に伴うカード再発行のお申し込みについても同様とします。また、この届出の前に生じた損害については両社は責任を負いませんのでご了承ください。

3.第 1 項の連絡を受けた場合は、当行はカード喪失の連絡内容の確認など所定の手続きにしたがって、デビットカード機能およびキャッシュカード機能の利用を一時停止します。当行のシステムが休止している間に連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一カード喪失の連絡における一体型会員の誤りなどでカードが使用できないことが生じて、両社は責任を負いませんのでご了承ください。

第 13 条（本カードの紛失・盗難による責任と偽造カードが使用された場合の責任の区分）

本カードの紛失・盗難等により、他人にカードを使用される等の被害に遭った場合または偽造カードが使用された場合の責任の区分は、その被害がデビットカード機能を使用したことによるものは会員規約、キャッシュカード機能を使用したことによるものはキャッシュカード規定によるものとします。

第 14 条（カードの再発行）

会員規約またはキャッシュカード規定の定めに基づき、両社が審査のうえ認めた場合には、一体型会員に本カードを再発行するものとします。なお、再発行が認められた場合、当該一体型会員は、両社所定の再発行手数料を支払うものとします（ただし、氏名の変更による再発行の場合を除きます。）。また、一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該一体型会員が所持する本カードを当行に返還する必要があるものとします。

第 15 条（カードの返還）

1.一体型会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、当行または JCB の請求により本カードを返還するものとし、これに伴う不利益、損害等については、両社は責任を負わないことを承認します。

（1）会員規約所定の事由により両社が運営する JCB カード取引システムの会員たる資格

を喪失した場合（一体型会員が任意に退会した場合も含まれます。）

（2）一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合

（3）一体型会員が当行に対し、本カードの利用を取りやめる旨の申し出を行い、これを両社が認めた場合

2.前項の（1）、（3）の場合において、本カードのキャッシュカード機能と同様の機能を持つ単体のキャッシュカードを発行するものとします。

第 16 条（カードの回収）

前条第 1 項（1）の場合、当行または JCB は各々の判断で、利用者に事前の通知・催告等を行うことなく、支払機や JCB の加盟店を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、当行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカードを利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、両社は責任を負わないものとします。

第 17 条（業務の委託）

1. 当行は本カードの発行に関する業務を JCB に委託することができるものとします。

2. JCB は、前項の業務につき JCB が指定する第三者に委託することができるものとします。

第 18 条（情報の共有）

1.一体型会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理業務遂行上必要な範囲で、両社の間で共有することにあらかじめ同意するものとします。

（1）会員が、両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第 11 条第 1 項に基づいて両社に対して変更の届出があった場合の当該届出情報

（2）第 7 条第 1 項各号、同条第 2 項、第 15 条第 1 項各号、第 16 条記載の事項

（3）会員規約またはキャッシュカード規定に違反した事実

（4）その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断に関わる当該一体型会員の情報

2.両社は第 1 項により知り得た一体型会員の情報について、一体型会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

3.第 17 条に基づき、当行が本カードの発行業務を委託するにあたり委託業務遂行上必要な範囲で JCB に対し、または JCB が再委託する第三者に対し、本カードに表示ないし記録される当該一体型会員に関する情報を預託します。

第 19 条（本特約の優先適用）

本特約と会員規約またはキャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

第 20 条（本特約の改定）

本特約が改定され、その内容が一体型会員に通知された後に、当該一体型会員が本カードを利用したときは、当該一体型会員はその改定を承認したものとみなします。

以上